

マージン率等に係る情報提供

湘南造機株式会社

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和 7 年度【計算期間】(令和 7 年 4 月～8 年 3 月))

記

1. 派遣労働者の数（報告対象期末日） 27 人
2. 労働者派遣者事業数 3 件
3. 労働者派遣に関する料金の平均額 30,963 円
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算))
4. 派遣労働者の賃金の額の平均額 18,577 円
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算))
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 40%

6. 教育訓練に関する事項

訓練内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	1人当たりの平均実施時間（単位：時間）			
						1 年目	2 年目	3 年目	4 年目以降
新人教育	新規採用者	OFF-JT	当社	無償	有給	5	0	0	0
使用機械、治工具教育	派遣労働者	OFF-JT	当社	無償	有給	3	0	0	0
機械の構造の知識	派遣労働者	OFF-JT	当社	無償	有給	4	4	4	0
専門知識・技能研修	派遣労働者	OFF-JT	当社	無償	有給	0	4	4	0
リーダーシップ教育	派遣労働者	OFF-JT	当社	無償	有給	0	0	0	4
能力向上訓練	採用 3 年未満	OFF-JT	当社	無償	有給	8	8	8	0

7. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している（協定書の有効期間 令和 9 年 3 月 31 日）

協定労働者の範囲（派遣する労働者）

8. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

- (1) 派遣者賃金には有給休暇取得時の賃金を含みます。
- (2) マージン率の中には社会保険料、教育研修費用、健康診断費用（一般・特殊）、福利厚生費用、退職金引当金、賞与引当金、出張旅費等を含みます。